

ししま

広聴電話



この電話は夜間・休日でも
利用できます。

昭和55年4月1日入園予定児童数

東福祉事務所管内

施設名	所在地	入園予定児童数					計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4.5歳	
駒込第1保育園	駒込 込7-7-22	-	13	4	3	5	25
駒込第2保育園	駒込 込5-1-3	9	2	8	0	0	19
東池袋第1保育園	東池袋 池3-15-20	-	9	0	0	4	22
東池袋第2保育園	東池袋 池2-9-1	-	7	2	3	2	14
西池袋第1保育園	西池袋 池3-12-12	-	15	4	3	6	28
西池袋第2保育園	西池袋 池1-1-13	8	4	11	1	0	24
西池袋第3保育園	西池袋 池1-2-14	9	3	7	0	0	19
南大塚保育園	南大塚 塚2-36-3	9	2	9	0	0	20
東池袋第1保育園	東池袋 池2-60-19	9	3	6	0	0	18
東池袋第2保育園	東池袋 池2-34-1	9	0	5	2	5	21
南池袋保育園	南池袋 池3-17-4	9	2	3	4	0	19
池袋第1保育園	池袋 池3-39-11	9	2	8	0	0	18
池袋が谷保育園	池袋が谷 池1-34-5	9	2	5	8	6	30
高島保育園	高島 島1-24-14	-	10	9	1	2	22
〇草草保育園	南大塚 塚1-10-3	-	15	24	1	14	57
〇マハナ保育園	南大塚 塚2-36-17	-	-	-	15	10	3
〇日の出保育園	東池袋 池5-20-11	-	-	-	15	8	34
〇すずらん保育園	池袋 池3-7-7	-	-	-	10	0	10

東福祉事務所の受付区域
駒込1-7丁目、西池袋1-5丁目、西池袋1-4丁目、北大塚1-3丁目、南大塚1-3丁目、東池袋1-4丁目、東池袋1-5丁目、南池袋1-4丁目、池袋が谷1-3丁目、高島1-3丁目、目白1-2丁目。

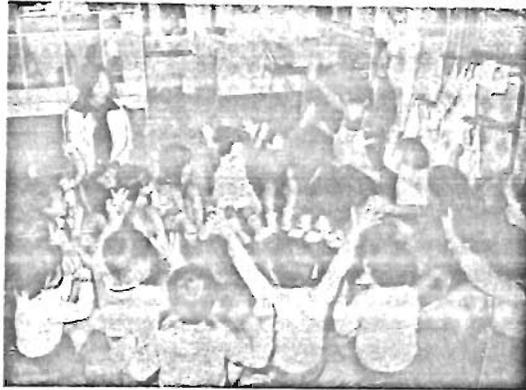
西福祉事務所管内

施設名	所在地	入園予定児童数					計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4.5歳	
西池袋第1保育園	西池袋 池2-25-20	9	2	12	1	6	30
西池袋第2保育園	西池袋 池2-22-18	9	2	9	3	0	23
池袋第3保育園	池袋 池3-4-5	9	1	4	3	5	22
池袋第4保育園	池袋 池2-10-19	9	1	7	5	0	22
池袋第5保育園	池袋 池2-17-51	9	2	12	1	0	24
池袋第6保育園	池袋 池2-10-19	9	2	13	0	0	24
池袋第7保育園	池袋 池4-1-14	9	3	5	3	0	20
目白保育園	目白 白5-18-19	9	3	5	3	0	20
南長崎第1保育園	南長崎 崎5-23-7	9	3	5	2	0	23
南長崎第2保育園	南長崎 崎3-21-21	9	3	2	0	0	14
南長崎第3保育園	南長崎 崎3-7-7	9	1	15	4	0	25
千早第1保育園	千早 早1-38	8	4	11	0	1	25
千早第2保育園	千早 早1-40	8	2	4	1	0	15
千早第3保育園	千早 早1-16	8	4	11	3	4	28
高松第1保育園	高松 松1-23	8	1	13	4	6	28
高松第2保育園	高松 松3-9	8	1	4	6	5	20
〇小ひまわり保育園	西池袋 池3-31-9	-	-	-	12	2	14
〇みぎはぎ保育園	西池袋 池3-29-9	-	-	-	12	0	15
〇長崎第1保育園	南長崎 崎3-9-8	-	-	-	0	20	20
〇長崎第2保育園	南長崎 崎3-35-8	-	-	-	0	4	4
〇同進第1保育園	南長崎 崎3-26-4	-	-	-	12	6	18
〇愛の家保育園	南長崎 崎4-11-3	-	-	-	12	6	18
〇千早第3保育園	千早 早1-37	-	-	-	1	0	1

西福祉事務所の受付区域
西池袋1-5丁目、池袋1-4丁目、池袋第4丁目、目白3-5丁目、南長崎1-6丁目、長崎1-6丁目、千早1-4丁目、東町1-3丁目、高松1-3丁目、千早町1-2丁目。

注) 〇印は、私立保育園です。
〇印については、公立は生後6か月経過後より、私立は養育月見り保育になります。
入園予定児童数は54年12月1日現在の調査によるもので、今後の入園の状況により多少の変動が予想されます。

保育園4月入園の申込みは1月31日までに



区立 保育園のご案内

保育園とは
保育園は、保護者の労働、または疾病等の理由によって、監護すべき児童が「保育に欠ける」場合に限り入園することのできる児童福祉施設の一つです。
したがって、学校の一つである幼稚園とは異なり、しつけをよくしたり、集団訓練に慣れさせるというような理由では、入園できません。
「保育園入園理由となる「保育に欠ける」というのは、例えば、母

親が長時間働いたり、死亡、行方不明、あるいは病気等で児童の保育ができない状態をいいます。

現在、本区には公立30私立11、計41の保育園があります。ここに約4千名の児童が保育されており、保育園に欠員が生じる度に、申請者の中から「保育に欠ける」程度の高い児童から順次入園していただいています。

豊島区生活用品活用市 (不用品交換即売会)

- ◇日時：12月13、14日
午前10時～午後3時
- ◇場所：区民センター展示場
- ◇対象：区内在住または在勤の方
- ☆大型品コーナー、一人1点コーナー、無料コーナーの品物は2日間均等に分けます。その他、衣料、小物等に分けます。
- ◇日時：12月11日午前10時から午後3時まで、区民センター展示場(出品者の責任で持参してご来場)
- ◇清算：返品：12月15日午後1時から4時まで行います。(場所は引換証に記載)
- ◇主催：活用市実行委員会 豊島区
- ◇詳細：消費経済課2455へ

親が長時間働いたり、死亡、行方不明、あるいは病気等で児童の保育ができない状態をいいます。

お申込みはお早めに

保育園の入所申請は、年間を通じて福祉事務所へ受付していますが、毎年4月の入園については相当数の希望者がありますので、特に今回の申込みについては、事務の処理上、1月31日(木)までに、次の要領により居住地の福祉事務所へお申込みください。

- ① 申込書類
- ② 家庭の状況
- ③ 保育所入所申請書
- ④ その他の証明
- ⑤ 就職の決まっている方

高額療養費にお困りの方へ
療養資金の貸付けを行っています

国民健康保険の被保険者が病院などへ支払った自己負担(一部負担金)が、1か月3万円9千円を超えた場合、高額療養費として、その超えた額が支給されますが、これには申請手続きなどもあり、約3か月かかります。
そこで、区では、被保険者の方が安心して療養に専念できるよう、多額の療養費が一時的に必要な世帯に対して、高額療養費に相当する療養資金の貸付けを行っています。

国民健康保険の被保険者が病院などへ支払った自己負担(一部負担金)が、1か月3万円9千円を超えた場合、高額療養費として、その超えた額が支給されますが、これには申請手続きなどもあり、約3か月かかります。
そこで、区では、被保険者の方が安心して療養に専念できるよう、多額の療養費が一時的に必要な世帯に対して、高額療養費に相当する療養資金の貸付けを行っています。

- ① 申請書に添付する書類
- ② 所得証明
- ③ 勤めている方
- ④ 昭和54年度の源泉徴収票
- ⑤ 昭和54年度の住民税納税通知書
- ⑥ 通知書、または課税証明書
- ⑦ 営業の方
- ⑧ 昭和53年度の確定申告書の写
- ⑨ 昭和54年度の住民税納税通知書、または課税証明書
- ⑩ 通知書、または課税証明書(発給事務所発行のもの)

現在お子さんが保育園に入っている保護者の方には、入園時に所

提出していただくよう通知しますので、その年度の納税証明書などは紛失しないよう大切に保管してください。

お問い合わせ・申込みは
東福祉事務所：941-2511
西福祉事務所：941-5531
要町1の59

第4回区議会定例会開く

11.27 ~ 12.18

区長の招集挨拶(要旨)



今回ご提案する案件のうち、昭和53年度一般会計決算の概要につきまして、若干ご説明申し上げ、所望の一端を申し述べたいと存じます。

また、歳入決算額は約9億9,821万8千円で、前年度に比べ4.7%の増、収入率は10.3%であります。また、歳出決算額は約35億5,235万8千円で、前年度に比べ5.9%の増、執行率95.4%となっております。この執行率は、昭和44年度以来の高い実績を示しているものであります。

おきまして、前年度に比べ、さらに0.8ポイントの増加となっております。

このことは、基本的な自主財源である特別区税の歳入決算額に占める割合が、10年前の昭和43年度決算額の50.8%に対し、この昭和53年度は、36.7%にまで落ちこんでいることと合わせ、残念ながら、財政構造における自主性低下の顕著な傾向を、改めて指摘せざるを得ないのであります。

また、この答申により、昭和53年度の一般会計予算は、先行き不透明な厳しい財政環境の中で、経費支出の効率化に努めつつ、福祉と防災をはじめ、学校環境、道路整備、中小企業等の課題に重点を置いて編成いたしましたのであります。

このように、おむね初期の成果を挙げ得たものと考えております。次に、ご案内のとおり、開かれて諮問しております特別職報酬等審議会より、今年16日答申を戴きました。この答申により、同審議会は、本年8月21日諮問を受けて以来、11回にわたって慎重なご審議を重ねられ、特別職の職務責任、一般職の給与との関係、他の特別区との均衡その他について調査検討された結果、区議会議員の報酬改定額および区長等特別職の給与改定額ならびにその実施時期等について、答申がなされたものであります。

したがって、今回、この審議会答申を尊重いたし、その内容どおりそれぞれ所要の改定をいたすべく、関係条例の改正ならびに追加経費にかかわる予算の補正を行おうとするものであります。

次に、国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、社会経済構造の急激な変化に伴いまして、全国の区市町村を代表する国民健康保険制度は、主として財政保障の面から大きな転換期に直面しております。

及ぼす影響が極めて大きい問題であります。このため、慎重に協議いたしました結果、現在の財政状況、都下市町村の賦課率との比較その他を勘案し、このたびの改正案はやむを得ないと判断いたしました次第であります。

このように、去る10月20日、都の特別区国民健康保険事業調整条例の一部を改正する条例が公布施行されましたので、今回これに基づき、本区条例の所定の改正を図ろうとするものであります。

最後に、近時、特殊法人の不正経理問題に端を発し、中央官庁および地方自治体における腐敗の地帯が、世の世に及ぶ指弾を浴び、ますます行政の不信を招いております。これは、まさに残念なことでもあります。

この問題は、本区にとりまして、決して等閑に附することは許されず、公務員に対する警鐘として、自戒をもつてかみしめております。この際、襟を正して、かりそめにも区民の区政に対する信頼を失ふことのないよう、職員一人一人に、その重い責任に対する高い自覚を改めて喚起いたしますとともに、職務規律の厳正を期してまいります。

昭和55年6月30日まで。申込手續書。豊島区社会福祉協議会39915までご連絡。

豊島区ではこれまで7千900人が特例納付することを決めてまいりました。あなたも決めましたか。今月と来月に豊島区では「国民年金保険料・特例納付」という手紙をお送りいたします。参考にして下さい。

婦人福祉資金を二利用ください

ご婦人の方々が、経済的に自立するために必要とする資金を無担保低利でお貸しします。

- ★事業開始資金 100万円
★事業継続資金 60万円
★技能習得資金(3年以内) 月額1万円
★就職支度資金 5万5千円
★住宅資金 75万円
(災害による全壊) 90万円
★転宅資金 5万円
★養老資金 15万円
(特別の場合) 20万円
★生活資金(技能習得資金の借受期間中もしくは療養資金の貸付を受け医療を受けている期間中) 月額5万7千円
★結婚資金 12万円
★修学資金(高校・高専・短大・大学等の学費) 限度額が決められています
★就学支度資金 小学校2万6千

国民年金金たより

国民年金保険料の特例納付締切はあと半年余りで終了します。昨年7月からはじまった特例納付はあと半年余りで終了します。(昭和55年6月30日まで)

豊島区ではこれまで7千900人が特例納付することを決めてまいりました。あなたも決めましたか。今月と来月に豊島区では「国民年金保険料・特例納付」という手紙をお送りいたします。参考にして下さい。

豊島区ではこれまでに7千900人が特例納付することを決めてまいりました。

あなたも決めましたか。今月と来月に豊島区では「国民年金保険料・特例納付」という手紙をお送りいたします。参考にして下さい。

豊島区ではこれまでに7千900人が特例納付することを決めてまいりました。あなたも決めましたか。今月と来月に豊島区では「国民年金保険料・特例納付」という手紙をお送りいたします。参考にして下さい。

昭和55年6月30日まで。申込手續書。豊島区社会福祉協議会39915までご連絡。

世帯の所得(月額)が次の表以下であること。

Table with 2 columns: 世帯人員 (Family members) and 標準額 (Standard amount). Rows range from 1 person to 8 people.

借られる額と利率

1人については25万円以内で、特例納付保険料の5以内。利率はすべし。

返済方法

返済の月月から前金口座振替による毎月元均等返済。ただし金融機関との合意により、他の方法によることもできます。

融資申込み期間

融資申込み期間は、55年6月14日まで。

申込手續書

豊島区国民年金課で年金資格の審査を受けてから融資取扱店へお申込ください。

※年末年始※ 区の窓口のご案内



▽区役所・出張所・保健所・福祉事務所・児童館・道路工事事務所・公園工事事務所・区民集会所(要町第一・東横・長崎)
要町図書貸出センター・教育相談室

▽年末：12月23日まで
☆年始：1月4日から
▽勤労青少年センター・厚生会館
・老人福祉センター・こどもくまの家・青年館・社会教育会館
南大塚ホール・体育館・体育場

▽荒川野球場・図書館・池袋図書館
☆年末：12月27日まで
☆年始：1月5日から
▽豊島荘・秀山荘・高層清潔園
☆年末：12月25日まで
☆年始：1月2日から
▽区民センター・公会堂・振興会館

▽年末：12月25日まで
☆年始：1月6日から
▽公益質屋
☆年末：12月31日まで
☆年始：1月4日から
▽中学校スポーツ開放校
☆年末：12月26日まで
☆年始：1月9日から

※猪苗代青少年センターは休みません。
▽食品を購入するときに「表示」がしられているかを確認し、品質のよいものを選びましょう。
・「生かき」を買うときは、特に生食用であるか加熱用であるかの表示を確かめて買しましょう。
・安い食品にとびつかず、食品の取扱いが衛生的で信頼できる店を選びましょう。
・色が怪しいものや、あざやかすぶるものに注意しましょう。
・製造年月日、製造元の明確なものを計画的に買い、必要以上に買いためをしないようにしましょう。
▽食品の保管と調理は「買ってきた食品を調理したり、取扱ったりする人の衛生には特に注意しましょう」。



▽年末年始の検査受付はつぎのとおり行います
◇池袋保健所
12月17日まで・1月7日から
◇検便(腸内細菌培養)
12月19日まで・1月7日から
◇検便(寄生虫・ぎょう虫)
12月24日まで・1月7日から
◇梅毒血清反応検査
12月19日まで・1月7日から
◇長崎保健所
◇木質検査
12月17日まで・1月7日から
◇検便(腸内細菌培養)
12月20日まで・1月7日から
◇検便(寄生虫・ぎょう虫)
12月21日まで・1月7日から
◇梅毒血清反応検査
12月17日まで・1月7日から

▽年末年始の犬の引き取り業務はつぎのとおり行います。
・年末は12月27日まで(毎週火・木曜日)
・年始は1月8日から(毎週火・木曜日)
・受付時間は午前9時から10時
▽年末年始の食品に「注意を」
年末年始は多量の食品が出回るため、とくに粗雑、不衛生な取扱いが行われています。また、ご家庭でも一度にたくさん食品を買入れて、食中毒などの事故が発生するおそれがあります。保健所では、東京都衛生局とともに、食品衛生の一斉取締りを実施しますので、ご家庭でもつぎのことに注意

して、健康で楽しいお正月をお過ごしください。
▽食品を購入するときに「表示」がしられているかを確認し、品質のよいものを選びましょう。
・「生かき」を買うときは、特に生食用であるか加熱用であるかの表示を確かめて買しましょう。
・安い食品にとびつかず、食品の取扱いが衛生的で信頼できる店を選びましょう。
・色が怪しいものや、あざやかすぶるものに注意しましょう。
・製造年月日、製造元の明確なものを計画的に買い、必要以上に買いためをしないようにしましょう。
▽食品の保管と調理は「買ってきた食品を調理したり、取扱ったりする人の衛生には特に注意しましょう」。

「気管支ぜん息」などの治療費が無料になります
豊島区は、公害健康被害補償法による大気汚染地域に指定されています。
この法律による制度は、大気汚染が原因で、「慢性気管支炎」「気管支ぜん息」「急性気管支炎」「肺気腫」にかかっている人、医療費などを補償する制度です。
補償を受けるには、区内に一定期間以上居住または通勤などをしており、かつ条件で、区に申請して公害健康被害者として認定されることが必要です。

▽区役所・出張所・保健所・福祉事務所・児童館・道路工事事務所・公園工事事務所・区民集会所(要町第一・東横・長崎)
要町図書貸出センター・教育相談室

▽年末：12月23日まで
☆年始：1月4日から
▽勤労青少年センター・厚生会館
・老人福祉センター・こどもくまの家・青年館・社会教育会館
南大塚ホール・体育館・体育場

▽荒川野球場・図書館・池袋図書館
☆年末：12月27日まで
☆年始：1月5日から
▽豊島荘・秀山荘・高層清潔園
☆年末：12月25日まで
☆年始：1月2日から
▽区民センター・公会堂・振興会館

▽食品を購入するときに「表示」がしられているかを確認し、品質のよいものを選びましょう。
・「生かき」を買うときは、特に生食用であるか加熱用であるかの表示を確かめて買しましょう。
・安い食品にとびつかず、食品の取扱いが衛生的で信頼できる店を選びましょう。
・色が怪しいものや、あざやかすぶるものに注意しましょう。
・製造年月日、製造元の明確なものを計画的に買い、必要以上に買いためをしないようにしましょう。
▽食品の保管と調理は「買ってきた食品を調理したり、取扱ったりする人の衛生には特に注意しましょう」。

「気管支ぜん息」などの治療費が無料になります
豊島区は、公害健康被害補償法による大気汚染地域に指定されています。
この法律による制度は、大気汚染が原因で、「慢性気管支炎」「気管支ぜん息」「急性気管支炎」「肺気腫」にかかっている人、医療費などを補償する制度です。
補償を受けるには、区内に一定期間以上居住または通勤などをしており、かつ条件で、区に申請して公害健康被害者として認定されることが必要です。

認定されると、公害医療手帳が交付され、医療費が無料になるほか、各種の補償が受けられます。
該当する方は、医師の診断書と印鑑を持参して、本人(子供の場合は保護者)が申請にきてください。本人がとれない場合は、身体の状態がよくわかる家族の方が、きてください。
受付・問い合わせ先：衛生部管理課(池袋駅前2526へ)

区では、低所得世帯を対象に、無担保、低利率で融資する生業資金の貸付けを行っています。
常時貸付けをしていますが、昭和55年1月14日までに申込まれた

方には、昭和55年2月下旬に貸付の予定です。
○申込資格
一般の金融機関から融資を受けられない方で、次のすべてに該当する方です。
①区内に1年以上引き続き居住していること。
②主として、この貸付金による職業で生計をたてること。
③事業計画が具体的かつ現実的で、十分に事業を開始できること。または現に事業を営んでいること。
④昭和53年度までの住民税を完納していること。ただし、法令により課税されなかった方は、この限りではありません。

⑤東京都の23区内に、確定な保証人が1人あること。
⑥都または区から資金を借りた方は、その元利金を返済していること。
○貸付金の限度額
1世帯80万円まで。ただし、区長が特に必要と認めた場合は10万円まで。
○返済期間
6か月据置期間を含め、80万円までの貸付は5年以内、80万円を超える貸付は6年以内。
○貸付の利率
年利3・65パーセント。ただし、すえ置き期間は無利率。
○返済方法
元金均等月賦償還。
○詳細
福祉課管理係26-21

人権擁護委員会から
東京都人権擁護委員連合会および東京法務局は、人権思想の普及啓発活動の一環として、中学生を対象に、人権に関する作文を募集し、毎年12月4日から始まる人権週間を期して、優秀作文を表彰しています。次の作文は豊島区から推薦した作文です。

特に本年は、国連において国際児童年と定められていますので、児童に関する権利宣言および児童憲章に則り、児童が心身ともに健康に育たれるよう、これからご協力をお願いします。なお、人権や身の上についての相談は毎月第2・第4火曜日午後1時から区民センターで相談に応じています。

区立千早中学校
三年三組 山本 裕子
今まで、人権について考えたことがなかった。人権とはどういうことかよく知らなかった。でも今ではわかってきたと思う。
人権とは、「すべての人間が生まれながら持っている能力を日頃の生活の中で十分に発揮して、より幸福な人生をおくるために欠くことのできない権利」ということである。
本当なら、基本的な人権を尊重し合い、自分達の力で大切に守り育てていかなければならぬのだが、現実には、自分だけの意見を主張したり、勝手な行動をする人がいるため、他人の人権が犯されてしまう事が起きている。
そういうことが起こらないよう

にするためには、お互いにゆずり合う心や、冷静になって話し合い問題を解決することが必要になってくると思う。
具体的例を言えはいろいろあると思う。
電車など車内での服かけ方によって一人でも多くの方がさわることかであるし、公衆電話で電話をかけるときも、多くの人が使うことを考えていれば、長電話になってホック前に長い行列ができることもなくなると思う。このようになことは、ゆずり合う心が大切になると思う。
明るい人間関係を築くためには自制や協調が必要となる。
その例として、のぞき見ができるからといって勝手に隣家にのぞくことは許されない。また、ピアノや大の叫ぶ音などの騒音も工夫してなくすようにしたり、お互いに話し合って理解しておくことが必要だと思ふ。
これから、何年後かに、社会人となって生活していく時、自分の人権が犯された時の事を考え、他人の人権を犯さないようにお互いに協力し、よく話し合って理解して、明るく暮らしてゆけるように心がけて生活していきたいと思ふ。



区立千早中学校
三年三組 山本 裕子

認定されると、公害医療手帳が交付され、医療費が無料になるほか、各種の補償が受けられます。
該当する方は、医師の診断書と印鑑を持参して、本人(子供の場合は保護者)が申請にきてください。本人がとれない場合は、身体の状態がよくわかる家族の方が、きてください。
受付・問い合わせ先：衛生部管理課(池袋駅前2526へ)

区では、低所得世帯を対象に、無担保、低利率で融資する生業資金の貸付けを行っています。
常時貸付けをしていますが、昭和55年1月14日までに申込まれた

方には、昭和55年2月下旬に貸付の予定です。
○申込資格
一般の金融機関から融資を受けられない方で、次のすべてに該当する方です。
①区内に1年以上引き続き居住していること。
②主として、この貸付金による職業で生計をたてること。
③事業計画が具体的かつ現実的で、十分に事業を開始できること。または現に事業を営んでいること。
④昭和53年度までの住民税を完納していること。ただし、法令により課税されなかった方は、この限りではありません。

⑤東京都の23区内に、確定な保証人が1人あること。
⑥都または区から資金を借りた方は、その元利金を返済していること。
○貸付金の限度額
1世帯80万円まで。ただし、区長が特に必要と認めた場合は10万円まで。
○返済期間
6か月据置期間を含め、80万円までの貸付は5年以内、80万円を超える貸付は6年以内。
○貸付の利率
年利3・65パーセント。ただし、すえ置き期間は無利率。
○返済方法
元金均等月賦償還。
○詳細
福祉課管理係26-21

区民スキー講習会

第2回分の受講希望者を募集しています。
日時：2月8日、12日(車中泊)
場所：長野県平スキー場

豊島区スキー協会 スキースクール

とさき：1月25日、28日(車中泊)
日時：2月3日
場所：区内在住または在勤の方

第5回ロードレース大会

期日：昭和55年1月13日(日)
午前9時30分スタート
会場：豊島区回廊コース(1周は約4千900メートル)

冬の青年のついで

期日：昭和55年2月1日、4日(3泊4日)
出発：2月1日午前7時
豊島公会堂前

特別教養講座

妻の法的地位
相模法改正案を中心に
講師：慶応大学法学部教授 人見 康子氏
日時：12月12日(水)午後6時30分～8時30分

60歳以上の方へ

やさしい謡曲教室
日時：12月17、24日、1月7、14、21、28日、2月4、18日

職員募集

職員募集II看護婦2名
勤務場所：区立保育園
受験資格：昭和55年1月1日現在年齢満45歳未満

区民のひろば

料理グループ
『さくらんぼの会』
毎月1回、料理と茶見を楽しんでいるグループです

区内警察署から

暴走族をなくすために
現在、区内では、約4千人の暴走族が走り回っていますが、その3分の1は中・高校生です

豊島都税事務所から

12月12日、固定資産税・都市計画税第3期分の納期です
お近くの都税取扱金融機関、または都税事務所へ、12月27日までにお納めください

東京法務局から

年末の登記事務取扱
年内に登記の申請、または登記簿謄本・抄本あるいは印鑑証明書の交付請求等を予定されている方は、なるべく左記期日までに提出してください

国民金融公庫から

1月4日から受付開始
対象：高校、高等専門学校、大学等に進学する方の父兄の方で、53年の収入が50万円(事業者の方は事業所得が55万円)以内の方

区内警察署から

暴走族をなくすために
現在、区内では、約4千人の暴走族が走り回っていますが、その3分の1は中・高校生です

区内警察署から

暴走族をなくすために
現在、区内では、約4千人の暴走族が走り回っていますが、その3分の1は中・高校生です

電話局から

電話の移転申込みは早め
電話の移転申込みは早め
電話の移転申込みは早め

移動図書館車「あけぼの号」巡回予定表 12月
Table with columns for date, location, and time.

の注文が増えまして電話局は大変混み合っています。電話の移転などの日取りが決まりましたらお早めにご相談ください。
土曜日は正午まで
◎土曜日は窓口が大変混み合いますので、平日の早い時間をご利用ください。お問い合わせは最寄りの電話局へ。